**当別町生活支援体制整備事業　公募型プロポーザル企画提案説明書**

１　業務の目的

　　高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進し、また、地域で生活支援サービスを担う事業主体と連携するために、生活支援コーディネーター（以下、ＳＣという。）を配置し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者等の社会参加の推進を一体的に図ることを目的とする。

　　また、今後、総合事業の更なる推進のため継続して活動することが重要であるため、より地域に根ざした専門性の高いSCを育成していくものである。

２　業務の概要

　⑴　発注者

　　　当別町長　後藤　正洋

　⑵　業務名称

　　　当別町生活支援体制整備事業

　⑶　業務内容

　　①　地域の支援ニーズと社会資源の把握

　　②　関係機関等との連携と情報共有

　　③　協議体（当別町生活支援・介護予防サービス検討会議）の開催

④　サービスの担い手養成とマッチングの支援

⑤　ケアラー調査・課題の把握

　　※業務の詳細は、別紙「当別町生活支援体制整備事業　仕様書」を参照すること。

　⑷　業務委託期間

　　　令和４年４月１日から令和５年３月３１日まで

　⑸　業務準備期間

　　最優秀者として選定され契約を締結した受託者は、契約の日から令和４年３月３１日までの間を準備期間とし、人員の確保、指揮命令系統の確立、業務に必要な備品の調達等を行うものとする。なお、業務の準備に要する費用は、受託者の負担とする。

　⑹　予算上限額

　　　６，４８９，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

３　参加資格

　　公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件に該当する単独の事業者または複数の事業者等で構成する連合体とする。

　⑴　共通要件

　　①　当別町生活支援体制整備事業を円滑に遂行する能力及び業務管理体制を有していること。

　　②　当別町内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人又は法人以外の団体であること。

　　③　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないものであること。

　　④　当別町財務規則（昭和４４年当別町規則第１２号）第１２２条の規定に該当するものであること。

　　⑤　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないものであること。

　　⑥　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないものであること。

　　⑦　法人税、都道府県税、町税、消費税及び地方消費税を滞納しているものでないこと。

　　⑧　宗教活動、政治活動を主たる目的とするもの又は当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成２７年当別町条例第１５号）第２条第１号及び第２号に該当するものでないこと。

　　⑨　プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期日から審査完了の日までの期間において、当別町における指名停止を受けていないこと。

　　⑩　連合体の構成員が単独事業者又は他の連合体の構成員として整備事業のプロポーザルに参加するものでないこと。

　⑵　単独の事業者における資格要件

　　①　適正に業務を遂行するため、過去に本業務と関連又は類似するような業務契約の履行経験を有していること。

または、すでに独自で類似の事業や活動を行っていること。

　⑶　連合体における資格要件

　　①　適正に業務を遂行するため、連合体の構成員が過去に本業務と関連又は類似するような業務契約の履行経験を有していること。

または、すでに独自で類似の事業や活動を行っていること。

４　事務局

　　〒０６１－０２３４　北海道石狩郡当別町西町３２番地２

　　当別町福祉部介護課高齢者支援係

　　電　話：０１３３－２７－５１３１

　　ＦＡＸ：０１３３－２５－５０１８

　　メール：hukshi5@town.tobetsu.hokkaido.jp

５　スケジュール（予定）

　　プロポーザルの公告　　　　　　　　　令和３年１２月１４日（火）

　　参加企業に対する説明会　　　　　　　令和３年１２月１７日（金）

　　参加表明書に係る質問書の提出期限　　令和３年１２月２２日（水）

　　質問書に対する回答期限　　　　　　　令和３年１２月２４日（金）

　　参加表明書の提出期限　　　　　　　　令和３年１２月２７日（月）

　　企画提案書提出要請　　　　　　　　　令和３年１２月２８日（火）

　　企画提案書に係る質問書の提出期限　　令和４年　１月　６日（木）

　　質問書に対する回答期限　　　　　　　令和４年　１月１１日（火）

　　企画提案書の提出期限　　　　　　　　令和４年　１月１７日（月）

　　企画提案書のヒアリング及び審査　　　令和４年　１月２５日（火）

６　参加表明書の提出方法

　⑴　提出書類

　　①　参加表明書（別記様式第１号）

　　②　事業者（構成員）の概要調書（別記様式第２号）

　　③　申出書（別記様式第３号）

　　④　別記様式第１号から第２号に添付する資格実績確認書類

　⑵　参加表明書の提出部数

　　①　別記様式第１号から第３号　各１部

　　②　別記様式第１号から第２号に添付する資格実績確認書類　各１部

　⑶　参加表明書の提出方法

　　①　提出方法

　　　　持参または郵送

　　　　※持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前９時から　午後５時までとする。

　　　　　郵送する場合は配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

　　②　提出場所

　　　　当別町福祉部介護課高齢者支援係

　　③　提出期限

　　　　令和３年１２月２７日（月）

　⑷　参加表明書に関する質問の受付及び回答

　　①　質問の方法

　　　　質問は、「参加表明書に関する質問書」（別記様式第４号）により、電子メールで事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて通信確認を行うこと。

　　　　なお、企画提案書の内容についての質問はこの期間では受け付けない。

　　②　質問書の受付期間

　　　　令和３年１２月２２日（水）　午後３時まで

　　③　回答方法

　　　　質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和３年１２月

２４日（金）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、ホームページに掲載する。

　　　　原則、再質問は受け付けない。

　⑸　参加要件の確認

　　　　参加希望者のうち、参加資格要件を満たしており、企画提案書の提出を要請する参加者（以下「応募事業者」という。）に対して、令和３年１２月２８日（火）までに企画提案書の提出を書面により要請する。

　　　　参加希望者のうち、参加資格を有しないと認められる者に対しては、令和３年

１２月２８日（火）までに、その旨を通知する。

７　参加表明書等の記入上の留意事項

　⑴　参加表明書（別記様式第１号）

　　①　担当者の電子メールアドレスを記入すること。

　　②　代理人や支店長など代表権のない方の代表者名で参加表明書を提出する場合は、委任状を添付すること。

　　③　単独事業者又は連合体構成員すべての登記事項証明書を添付すること（発行後３ヵ月以内のもの。写し可。）

　　④　単独事業者又は連合体構成員すべての納税証明書を添付すること（発行後３ヵ月以内のもの。写し可。）。対象となる税目は、法人税と消費税及び地方消費税（税務署納税証明書その３の３）、道税（道税事務所納税証明書「資格審査請求」、道が賦課徴収するものに限る。）、町税（課税対象法人に限る、当別町税務課発行の納税証明書）とする。

　　⑤　連合体は、前２号で定める書類のほか協定書及び委任状の写しを提出すること。

　　⑥　その他、会社概要等、参考となる書類の提出は妨げない。

　⑵　事業者（構成員）の概要調書（別記様式第２号）

　　①　過去の実績の対象は、平成３０年４月１日以降に受託した、相談支援事業など本件と関連又は類似するような業務とする。なお、記入した業務については、契約書（鑑）の写し及び業務の完了が確認できる資料の写し、事業の概要が確認できる書類を提出すること。

　　②　業務実績の添付に当たっては、Ａ４版縦１枚とし、Ａ３版を添付する場合は折込み添付とする。

　　③　連合体の場合は、構成員毎に別葉とすること。

　⑶　申出書（別記様式第３号）

　　①　連合体の場合は、構成員毎に別葉とすること。

８　企画提案書の提出方法

　⑴　提出書類

　　①　企画提案書　　別記様式第５号

　⑵　企画提案書の提出部数

　　①　企画提案書　　正本１部、副本１２部

　　　　別記様式第５号の正本には提出者名を記入し、副本には提出者名、担当者名を特定できる語句、記号を記入しないこと。

　⑶　企画提案書の提出方法

　　①　提出方法

　　　　持参または郵送

　　　　※持参の場合の受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前９時から　午後５時（最終日は午後１時）までとする。

　　　　　郵送する場合は配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

　　②　提出場所

　　　　当別町福祉部介護課高齢者支援係

　　③　提出期限

　　　　令和４年１月１７日（月）　午後１時必着

　⑷　企画提案書に関する質問の受付及び回答

　　①　質問の方法

　　　　質問は、「企画提案書に関する質問書」（別記様式第６号）により、電子メールで事務局へ送付すること。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は電話にて通信確認を行うこと。

　　②　質問書の受付期間

　　　　令和４年１月６日（木）　午後５時まで

　　③　回答方法

　　　　質問に対する回答は一括して質問回答書としてとりまとめ、令和４年１月１１日（火）までに質問者に対して電子メールで回答するとともに、ホームページに掲載する。

　　　　原則、再質問は受け付けない。

９　企画提案書の記入上の留意事項

　⑴　共通事項

　　①　文章の文字サイズは８．０ポイント以上、図の注釈等は６．０ポイント以上とする。

　　②　企画提案書のサイズはＡ４版縦を基本とし、Ａ３版を添付する場合は折込み添付とする。

　　③　正本のみ企画提案者名を記載し、副本は応募事業者が特定できる内容は記載しないこと。

　⑵　企画提案を求める事項

　　①　業務処理体制等について

　　　ア　主な業務経歴

　　　　　本業務と関連又は類似するような業務を中心に、平成３０年４月１日以降の実績について記載すること。

　　　イ　当別町版地域包括ケアシステムの確立・深化に対する考え方

　　　　　本業務を遂行するにあたり、当別町における地域包括ケアシステムの確立・深化に向け、受託法人として町との役割分担のもと、どのように展開していくか、外部機関等との連携及び地域ネットワークとの協働体制等を含め記載すること。

　　　ウ　業務処理体制（人員配置等）

　　　下記の人員配置及び業務分担の体系がわかる業務処理体制を記載すること。

・　生活支援コーディネーターを配置するものとし、専任者１名か複数名かを明記し、それぞれの業務の体制を記載すること。

エ　個人情報保護に関する方針

　　　　　当別町個人情報保護条例の規定を遵守し、情報の漏えい防止、第三者への情報提供及び目的外利用の禁止等情報管理を通じて個人情報の保護を図れる体制であるかを記載すること。

オ　苦情等への対応方法

　　苦情等については、その対応方法や体制づくり及び解決方法を記載すること。

カ　適切な業務処理体制

報告書等の提出について規定の期日を守り遅延なく提出できる内部の協力体制、また、介護認定の申請代行した場合の申請書について、誤字脱字がなく必要とされる情報が漏れなく記載されるような体制の整備について記載すること。

　　②　業務内容について

　　　生活支援体制整備事業については、介護保険法（以下「法」という。）第１１５条の４５第２項第５号に基づき、国の定める地域支援事業実施要綱に規定する業務のうち、以下の業務について実施するものであるが、本企画提案においては、別紙仕様書及び法令等に定める以下の各業務の原則的な業務遂行方針に加え、これらの業務の趣旨を酌みとり、法人として特に重視して取り組む業務や、法令等に明文化されていないが、当別町における多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者等の社会参加の推進への取り組み等について、できる限り具体的に記載すること。

　　　ア　地域の支援ニーズと社会資源の把握

イ　関係機関等との連携と情報共有

ウ　協議体（当別町生活支援・介護予防サービス検討会議）の開催

　　　エ　サービスの担い手養成とマッチングの支援

オ　ケアラー調査・課題の把握

　　③　高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進に必要な取組み

　前項までに記載した業務・取り組みに加え、当別町ならではの地域包括ケアシステムの構築をイメージし、当別町の地域特性等を踏まえ、今後必要だと考える多様な主体による生活支援・介護予防サービスの体制整備の取り組みについて提案すること。取り組みについては高齢者の社会参加を想定したものでも可能である。

　　　なお、この提案については、受託者としての現段階の認識や考え方を確認するものであり、事業開始後の実施を必須とするものではない。提案された内容については、受託者決定後、町と必要性を含め十分協議し今後の事業展開に活かしていくことを想定している。

　⑶　業務処理に係る積算等

　　　事業費の積算にあたっては、別紙「当別町生活支援体制整備事業仕様書」を参考とすること。

10　プロポーザル審査会における受託者の選定

　⑴　プレゼンテーション及びヒアリング

　　①　実施日時（予定）

　　　　令和４年１月２５日（火）　時間未定

　　②　実施場所

　　　　当別町総合保健福祉センターゆとろ多目的ホール（石狩郡当別町西町３２番地２）

　　③　プレゼンテーションに出席する者は、１法人（連合体応募の場合は連合体で１法人とみなす）につき３名以内とする。

　　④　プレゼンテーションは提出した企画提案書のみを使用することとし、説明資料の追加は認めない。

　⑵　企画提案の審査

　　　　企画提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、本事業における確実な業務遂行能力、地域包括ケアシステムの確立・深化に係る提案等を総合的に評価し、最優秀者１者及び次席者１者を選定する。

　⑶　選定事業者の通知

　　　　審査結果に基づき、選定された最優秀者及び選定されなかった応募事業者に書面により通知するものとする。

11 業務の委託契約

　⑴　プロポーザル審査会において選定された最優秀者と見積合わせを実施し、随意契約を行う。なお、当該者と契約の交渉が成立しない場合は、次席者と契約の交渉を行うものとする。

　⑵　選定後の業務内容は別紙「当別町生活支援体制整備事業仕様書」のとおり。

12　その他

　⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語と日本円とする。

　⑵　無効となる参加表明書又は企画提案書は以下のとおりとする。

　　①　提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

　　②　指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に、適合しないもの。

　　③　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

　　④　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

　　⑤　虚偽の内容が記載されているもの。

　⑶　企画提案書の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

　⑷　提出された参加表明書は、企画提案参加事業者の選定以外には提出者に無断で使用しない。

　⑸　提出された書類は、企画提案の応募事業者の選定及び最優秀者の選定を行う作業に必要な範囲又は場合において、複製を作成する。

　⑹　提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

　⑺　提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。

　⑻　最優秀者として選定された事業者を公表できるものとする。

　⑼　公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

　⑽　企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することを禁ずる。